



## ご意見をお寄せください

# 建築物の高さに関するルールの変更を進めています。

大田区では、建築物の高さ（絶対高さ制限）を定める高度地区の指定について検討を進めています。

このたび、建築物の高さに関するルールの変更について、第一次素案がまとまりましたのでお知らせします。

また、第一次素案に対するご意見（パブリックコメント）の募集と説明会を実施しますので、区民の皆さんからのご意見をお待ちしています。



## 導入する背景

区では、日照等の確保を目的として「斜線制限型高度地区」により建築物の高さを規制してきたところです。（斜線制限型高度地区イメージ図参照）

しかしながら、近年における土地利用の多様化や建築基準法の改正により、マンション建設をはじめとして建築物の高層化が進展するなど、これまでの良好なまちなみも変貌を余議なくされつつあります。

このような状況から、建築物の高さの新たなルールづくりが必要と考え、有識者委員会を設置して「絶対高さ制限」の導入について検討を進めてきました。

## 導入する目的

住環境の悪化及び高さに伴う建築紛争を未然に防ぐため、それぞれの区域において突出した高さの建築物を抑制することを目的として、高さ制限（絶対高さ制限）を導入します。

## 第一次素案の説明会を開催します

日時・説明会場（事前予約不要）

- ①10月30日(木) 午後 7時～ 8時30分 (大森南図書館)
- ②11月 4日(火) 午後 7時～ 8時30分 (嶺町集会室)
- ③11月 5日(水) 午後 7時～ 8時30分 (六郷特別出張所)
- ④11月 6日(木) 午後 7時～ 8時30分 (萩中集会所)
- ⑤11月 7日(金) 午後 7時～ 8時30分 (入新井集会室)
- ⑥11月 8日(土) 午前 10時～ 11時30分 (区役所本庁舎2階)
- ⑦11月10日(月) 午後 7時～ 8時30分 (洗足区民センター)
- ⑧11月11日(火) 午後 7時～ 8時30分 (大田区民プラザ)
- ⑨11月12日(水) 午後 7時～ 8時30分 (区役所本庁舎2階)
- ⑩11月13日(木) 午後 7時～ 8時30分 (池上会館)

※説明内容は全て同じとなります。

※会場にも区報の用意はありますが、説明会に参加される方は、この区報特集号を持参願います。

※駐車場に限りがある為、公共交通機関での来場をお願いします。

## ご意見をお寄せください パブリックコメントのご案内

日時 10月27日～11月17日

閲覧場所 区役所本庁舎 区政情報コーナー（2階）  
まちづくり管理課都市計画担当（7階）  
特別出張所、図書館、大田文化の森（情報館）  
※区のホームページでもご覧になれます。

意見書提出 まちづくり管理課都市計画担当へ持参、郵送、ファクシミリ、Eメール（区のホームページから）。  
11月17日必着

※提出意見の要旨や意見に対する区の考え方は区のホームページで公表します。提出意見に対する個別の回答は行いません。

## 高度地区とは

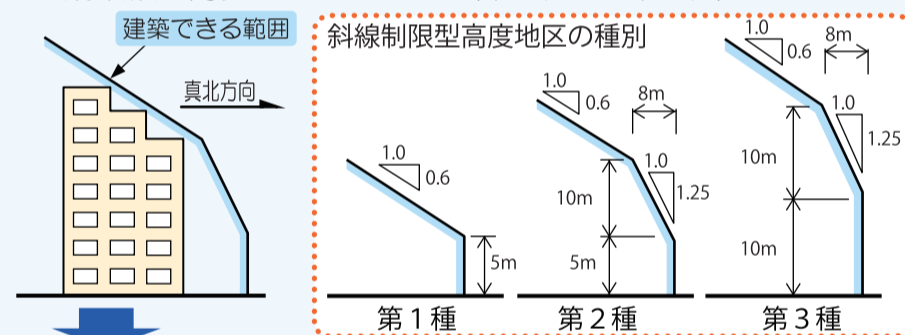
都市計画法に基づき建築物の高さの制限を定めるものです。

高度地区には、市街地環境を維持するため、建築物の高さの最高限度を定めるものや、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最低限度を定めるものがあります。

建築物の高さの最高限度を定める高度地区には、「斜線制限型高度地区」や、建築物の高さを一定限度以下に抑える「絶対高さ制限を定める高度地区」、この2つの制限を合わせた「絶対高さ・斜線制限併用型高度地区」があります。

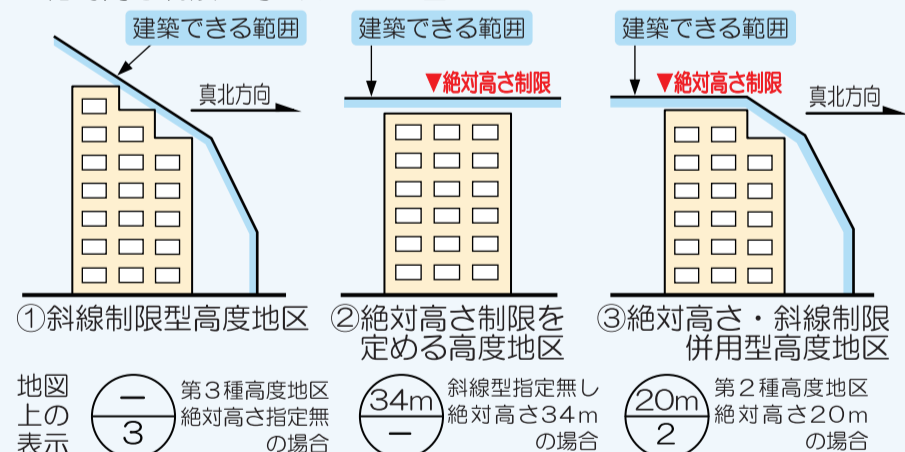
絶対高さ制限 導入前（現在指定されている高度地区）

斜線制限型高度地区イメージ図（第1種から第3種）

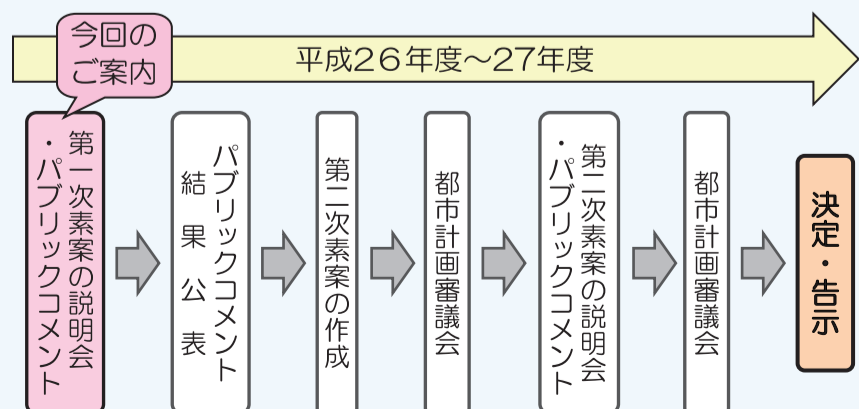


絶対高さ制限 導入後

絶対高さ制限の導入イメージ図



## 今後のスケジュール



※スケジュールについては、検討状況により変更する場合があります。